

中間評価骨子(案)

平成 2 9 年 3 月 1 4 日

農 林 水 産 省

目 次

I	制度創設の背景と中間評価の目的	1
1	本制度創設の経緯	1
2	制度の目的と基本的枠組み	1
3	中間評価の目的	1
II	農村地域をめぐる情勢	1
1	過疎化・高齢化・混住化の進行による農業集落機能の低下	1
2	農地・農業用水等の資源の状況	2
3	地域共同の保全管理の状況	2
4	農村地域に対する国民の関心	2
III	実施状況	2
1	農地維持支払	2
(1)	全国の取組状況	2
(2)	地域ブロック別取組状況	2
(3)	地目別取組状況	3
(4)	中山間地域等直接支払との重複	3
2	資源向上支払(共同)	3
(1)	全国の取組状況	3
(2)	地域ブロック別取組状況	3
(3)	地目別取組状況	3
(4)	農村環境保全活動等の取組状況	3
3	資源向上支払(長寿命化)	4
(1)	全国の取組状況	4
(2)	地域ブロック別取組状況	4
(3)	地目別取組状況	4
4	取組状況の評価	4
IV	効果の検証	5
1	地域資源の保全管理	5
(1)	農地の保全管理	5
(2)	農業用施設の機能保持	6
(3)	地域資源の保全管理体制の維持・強化	6
2	農村環境の保全・向上	7
3	農業用施設の機能増進	7

4	農村地域の活性化	8
5	構造改革の後押し等地域農業への貢献	8
6	自然災害の防災・減災	10
7	地域の特色ある取組	10
V	事業の仕組みの検証	10
1	対象農用地・対象組織	10
2	支援の対象活動及び要件	10
3	支援水準	11
4	支援体制	11
5	国民への啓発	11
VI	取組推進の課題と今後の展開	12
1	取組の課題	12
2	今後の展開	12
3	制度に対する提案	12
	(参考) 参考図表	14

I 制度創設の背景と中間評価の目的

1 本制度創設の経緯

- 平成25年12月に閣議決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」に向けた4つの柱が示され、その1つに「農村の多面的機能の維持・発揮」を図る取組として、「日本型直接支払制度」の創設が位置づけられた。
- これを受けて、平成26年度に、農地・水保全管理支払を再編した多面的機能支払と、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払からなる日本型直接支払制度を創設。平成26年6月に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を制定。
- 平成27年3月に閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」において、日本型直接支払は、農村の振興に関する施策の1つとして位置づけられた。
- 平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。

2 制度の目的と基本的枠組み

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にある。
- このため、農業・農村の多面的機能の適切な発揮と、担い手の育成等構造改革の後押しを目的に、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動を支援。

3 中間評価の目的

- 本制度の実施に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、本制度の取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、国民の理解の促進に努めることが必要。
- このため、本制度が計画的かつ効果的に実施されるよう、有識者による第三者委員会を設置し、取組実績や各種調査結果を同委員会に報告してきたところ。
- 本制度は、平成28年度に3年目を迎え、取組の一定の拡大、定着が図られているところであることから、取組実績・統計データ等による定量的評価とアンケート調査等による定性的評価を組み合わせ、第三者委員会の意見も踏まえつつ、本制度の効果や事業の仕組み等の評価を行い、中間評価をとりまとめるものである。

II 農村地域をめぐる情勢

1 過疎化・高齢化・混住化の進行による農業集落機能の低下

- 我が国における人口は平成20年をピークに減少傾向が続いており、特に農村地域における人口減少及び高齢化の進行は顕著である。さらに総農家数が減少する一方で、土地持ち非農家数が増加しており、農村における農地等の資源やコミュニティの維持が困難になる可能性がある。
- 農林業センサスによると、2005年から2015年までの10年間で都市化や無住化により

農業集落数が約千減少。

2 農地・農業用水等の資源の状況

- 農地・農業用水等の資源は、農業の生産基盤であるとともに、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の発揮に不可欠であり、その効果は地域住民や国民全体に波及。
- 水源から農地へ円滑に水を供給するためには、水利システム全体としての保全管理が不可欠。比較的規模の大きい施設は、土地改良区により管理されているが、地域に密着した末端の農地周りの施設は、農業集落等の共同活動により保全。
- 末端の農地周りの施設についても、基幹施設と同様、老朽化が進行。

3 地域共同の保全管理の状況

- 2015年農林業センサスによると、全国の農村地域において、農地のある農業集落のうち5割は集落で保全活動を実施。農業用排水路のある農業集落のうち8割が、ため池・湖沼のある集落の6割は、集落でそれらを保全活動を実施。
- これらの割合は、2010年農林業センサスの調査結果より高くなっている。

4 農村地域に対する国民の関心

- 農林水産省が都市住民を対象に行った調査によると、農村について、「空気がきれい」、「宅地・土地の価格が安い」、「自然が多く安らぎが感じられる」、「子どもに自然をふれさせることができる」等の良いイメージを持っている。また、内閣府が行った調査によると、多くの都市住民が農村を子育てに適している地域と考えている。
- このような中、都市に住む若者を中心に、農村への関心を高め新たな生活スタイルを求めて都市と農村を行き交う「田園回帰」の動きや、定年退職を契機とした農村への定住志向がみられるようになってきている。

III 実施状況

1 農地維持支払

(1) 全国の取組状況

- 農地維持支払については、平成28年3月末現在、全国1,404市町村において、28,145組織が約218万haの農地、約40.6万kmの水路、約23.3万kmの農道、約4.5万箇所のため池において、地域の共同活動による保全管理活動を支援している。

(2) 地域ブロック別取組状況

- 農地維持支払について地域ブロック別に取り組状況をみると、取組面積は北海道が約75万haと最も大きく、次いで東北約43万ha、九州約25万haとなっている。
地域ブロック別に、本制度の取組のカバー率（対象農用地面積に対する取組面積の比率）をみると、北陸と北海道、近畿において、それぞれ71%、64%、64%と高い一方、関東、四国においては、それぞれ27%、38%と低い。

(3) 地目別取組状況

- 農地維持支払の地目別取組状況をみると、取組面積約218万haのうち、田が約137万ha、畑が約52万ha、草地が約29万haであり、地目別のカバー率は、田61%、畑42%、草地40%となっている。

地域ブロック別にみると、北海道は畑、草地の占める割合が高く、それぞれ40%、36%となっており、東北、北陸は田の取組面積が90%以上となっている。また、沖縄については、畑での取組が96%となっている。

(4) 中山間地域等直接支払との重複

- 農地維持支払の取組面積は約218万ha、中山間地域等直接支払の取組面積は約66万haであり、重複面積は約44万ha。重複を除いて合計すると約240万haとなっている。

2 資源向上支払（共同）

(1) 全国取組状況

- 資源向上支払（共同）については、平成28年3月末現在、全国1,271市町村において、22,731組織が約193万haの農地において、地域の多様な主体の参画を得て地域資源の質的向上を図る共同活動を支援している。これらは、農地維持支払の取組組織数の約8割、取組面積の約9割となっている。

(2) 地域ブロック別取組状況

- 資源向上支払（共同）について地域ブロック別に取組状況をみると、取組面積は、北海道が約68万haと最も大きく、次いで、東北約36万ha、九州約22万haとなっている。
- 地域ブロック別に、本支払の取組のカバー率（対象農用地面積に対する取組面積の比率）をみると、北陸、北海道、近畿において、それぞれ67%、58%、58%と高い一方、関東、四国においては、それぞれ22%、33%と低い。

(3) 地目別取組状況

- 資源向上支払（共同）の地目別取組状況をみると、取組面積約193万haのうち、田が約122万ha、畑が約47万ha、草地が約23万haであり、地目別のカバー率は、田54%、畑38%、草地32%となっている。
- 地域ブロック別にみると、北海道は畑、草地の占める割合が高く、それぞれ42%、32%となっており、東北、北陸、近畿は田の取組面積が90%以上となっている。また、沖縄については畑での取組が97%となっている。

(4) 農村環境保全活動等の取組状況

- 資源向上支払（共同）の農村環境保全活動の内容別取組状況をみると、「景観形成・生活環境保全」が最も多く約2万1千組織、次いで「生態系保全」、「水質保全」がそれぞれ約7千組織、約5千組織となっている。
- また、多面的機能の増進を図る活動については、「農村環境保全活動の幅広い展開」が約7千組織と最も多く、次いで、「農地周りの共同活動の強化」が約5千組織、「農村文化の伝承を通じたコミュニティの強化」が約2千組織となっている。

3 資源向上支払（長寿命化）

（１）全国の取組状況

- 資源向上支払（長寿命化）については、平成28年3月末現在、全国873市町村において、11,471組織が約64万haの農地、約1.8万kmの水路、約0.7万kmの農道、約4千箇所のため池において行われている老朽化施設の長寿命化のための補修・更新等を支援している。

（２）地域ブロック別取組状況

- 資源向上支払（長寿命化）について地域ブロック別に取り組状況をみると、取組面積は、九州が約12.5万haと最も大きく、次いで、東北約12.2万ha、関東約8.3万haとなっている。
- 地域ブロック別に、本支払の取組のカバー率（対象農用地面積に対する取組面積の比率）をみると、近畿と東海、北陸において、それぞれ34%、28%、27%と高い一方、北海道、関東においては、それぞれ2%、13%と低い。

（３）地目別取組状況

- 資源向上支払（長寿命化）の地目別取組状況をみると、取組面積約64万haのうち、田が約53万ha、畑が約10万ha、草地在約0.5万haであり、地目別のカバー率は、田24%、畑8%、草地1%となっている。
- 地域ブロック別にみると、東北、北陸、近畿は田の取組面積が90%以上となっている。また、沖縄については、畑での取組が98%となっている。

4 取組状況の評価

- 平成24年度に閣議決定された土地改良長期計画（平成24年度～平成28年度）において、本制度の目標は、以下のとおりとしている。
 - ① 非農業者等の多様な主体の参加による地域共同活動への延べ参加者数
延べ1,000万人・団体以上（平成24年度～平成28年度）
 - ② 地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理の取組面積に占める、長寿命化等の高度な活動の取組面積の割合
約3割（平成28年度）
 - ③ 地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理を広域的に実施する体制が整備されている地域
約1,300地域（平成28年度）
- 平成24年度～平成27年度の地域共同活動の参加者数は累計で841万人・団体となっており、平成28年度の目標を達成する見込みである。
- 平成27年度における資源向上支払（長寿命化）の取組面積割合は29%あり、平成28年度の目標を概ね達成する見込みである。
- 平成27年度における広域的に実施する体制が整備されている地域は760地域であるが、広域活動組織の認定手続きはされていないが広域で活動している組織を含めると、1,008地域となっている。平成28年度の目標の達成は難しいものの、広域で活動している組織は着実に増加している。
- また、平成27年度の取組組織数は約2万8千組織、取組面積は約218万haであり、取組の拡大を着実に図っている。

IV 効果の検証

1 地域資源の保全管理

- 本制度に取り組む活動組織に対しては、活動指針に示した農地、農業用排水路等の保全活動を実施することを求めている。活動実績報告によれば、本制度に取り組む組織においては、点検活動、計画策定、実践活動（開水路の泥上げ、ため池の草刈り、農道の砂利舗装など）、研修から構成される施設の保全活動が着実に実施されている。

（１）農地の保全管理

（遊休農地の発生防止・抑制）

- 本制度の取組により、当初遊休農地であった1,011haの農地のうち、513haは耕作可能な状態に保全管理されており、残りも活動期間（原則５年）内に耕作可能な状態になる計画である。
- 活動組織を対象としたアンケート調査（H27年度）によれば、本制度に取り組んでいなかった場合、「遊休農地がかなり発生又は面積が拡大していたと思う」、「発生又は面積が拡大していたと思う」と回答した組織の割合が59%であった。「わからない」と回答した組織を除くと62%となる。
- 一方、都道府県の間評価においては、95%の都道府県が遊休農地の発生や面積拡大を抑制している効果が都道府県内のほとんどの組織又は大半の組織で発現していると回答。

（農地の適切な保全管理）

- 統計データ等を活用し、旧市区町村単位で、本制度の平成26年度の取組面積のカバー率（（各市区町村内の取組農用地面積の計）／（各市区町村内の2010年農林業センサスにおける農業集落別耕地面積の計）、以下同じ。）と2005年から2015年までの経営耕地面積の推移の関係をみると、カバー率が高い旧市区町村が低い旧市区町村に比べて経営耕地面積が維持されている。

（営農環境の改善や農地の有効活用）

- 活動組織を対象としたアンケート調査（H27年度）によれば、共同活動による遊休農地の解消や農地周りの保全管理などを通じた病虫害の発生抑制状況については、「かなり抑制されたと思う」、「抑制されたと思う」と回答した活動組織は63%であった。
「取組前からあまり病虫害の発生は問題ない地域である」と「わからない」と回答した組織を除くと85%であった。
- また、ゴミの不法投棄等の抑制については、「かなり抑制されたと思う」、「抑制されたと思う」と回答した活動組織は65%であった。「取組前からあまり問題となっていない地域である」と「わからない」と回答した組織を除くと79%であった。
- 一方、都道府県の間評価においては、都道府県の93%が、「ほとんどの組織」又は「大半の組織」で病虫害の発生やゴミの不法投棄等の抑制により営農への支障が低減していると回答している。

（２）農業用施設の機能保持

- 活動組織へのアンケート調査（H27年度）によれば、本制度に取り組んでいなかった場合、「農業施設の管理の粗放化、施設の機能低下がかなり進行していると思う」、又は「進行していると思う」と回答した組織は85%であった。「わからない」と回答した組織を除くと、87%であった。
- また、都道府県の間評価においては、全て都道府県が、本制度により農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理されていると評価。

（３）地域資源の保全管理体制の維持・強化

（多様な主体の参画による共同活動の体制維持・強化）

- 全国の活動組織において、155万人と2万団体の農業者、49万人と13万団体の非農業者が参画し、地域ぐるみの共同活動を実施している。
- 活動には、非農業者として、自治会、子供会、女性会、老人会、消防団、土地改良区、J A、N P O法人など多種多様な主体が参画している。
- 活動組織を対象としたアンケート調査（H27年度）によれば、非農業者の参加割合は、資源向上支払（共同）の活動は35%、農地維持支払の活動は26%、資源向上支払（長寿命化）の活動は11%を占めており、資源向上支払（共同）の活動は多様な主体の参画率が高い。
- 年齢別の参加状況については、いずれの活動も65歳以上が半数程度を占めるが、資源向上支払（共同）の活動には、中学生以下も7%参加している。
- また、男女別では資源向上支払（共同）の活動には女性が26%参加しているものの、農地維持支払の活動は15%、資源向上支払（長寿命化）の活動は3%となっている。
- 一方、活動組織の広域化を図る動きが出てきているほか、事務等をJ Aや土地改良区等に委託し、活動そのものの充実を図る組織も出てきている。

（構造変化に対応した保全管理の取組）

- 本制度から新たに追加された「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、構造変化に対応し、地域資源の適切な保全管理を図るため、保全管理の目標を設定し、地域ぐるみで取り組むべき保全管理の内容とその取組方向を明らかにした上で、適切な保全管理に向けた体制の強化・拡充のための取組を実施。
- 活動組織による自己評価の試行（H28年度）によれば、目標に向けて、着実に体制の強化に向けた取組が実施されている。

（持続的な活動のためのリーダーの育成・確保）

- 活動組織を対象としたアンケート調査（H27年度）によれば、農地や農業用施設等の保全活動に関する意識が高い者が半数以上である地域は、活動組織設立前に比べて、農業者で79%から96%へ、農業者以外で37%から73%に増加している。
- また、地域リーダーの後継者については、「かなりいる」又は「いる」と回答した組織は56%であったが、地域リーダーの後継者を育成する活動を「かなり行っている」又は「行っている」と回答した組織は29%であった。なお、それらの組織の91%は、

本制度がリーダー育成に「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答している。

2 農村環境の保全・向上

（景観形成、生態系保全等の取組状況）

- 本制度では、資源向上支払（共同）の農村環境向上活動において、農村地域の景観や生態系、水質などの環境を保全する活動の一つ以上実施することを求めている。平成27年度活動実績報告によれば、「景観形成・生活環境保全」に取り組んでいる活動組織が最も多く、次いで、「生態系保全」、「水質保全」の順となっている。
- 活動組織を対象としたアンケート調査（H27年度）によれば、本活動により、「景観形成のための植栽面積の増加」や「雑草の繁茂や不法投棄の減少」など、景観形成・生活環境保全に関して、「かなり効果が出てきたと思う」又は「効果が出てきたと思う」と組織の85%が回答している。
- また、生態系保全活動については、「生息する在来生物の種類や数の増加」や、「外来生物の生息範囲や生息数の減少」など、同様に効果が出てきたと組織の60%が回答。
- さらに、水質保全活動については、「地域の農業用水などの水の濁りや異臭の減少」など、同様に効果が出てきたと組織の61%が回答。
- 市町村を対象とした実態調査（H28年度）によれば、自然環境の保全の効果が「ほとんどの組織」又は「大半の組織」で発現していると思われると回答した市町村は69%であった。
- 都道府県の間評価においては、全て都道府県が、本制度により地域の景観が保全・向上していると評価。また、都道府県の86%が地域の生態系や水質について保全・向上していると評価。

（活動組織や地域住民の地域の環境保全に関する意識醸成）

- 活動組織を対象としたアンケート調査（H27年度）によれば、「農村環境保全活動を通じて参加者の景観形成・生活環境保全に対する関心や理解、組織の協力意識の向上」について、「かなり高まっていると思う」又は「高まっていると思う」と組織の87%が回答している。また、同様に生態系保全や水質保全に対する関心については、「かなり高まっていると思う」又は「高まっていると思う」とそれぞれ76%、75%が回答している。

3 農業用施設の機能増進

- 活動組織を対象としたアンケート調査（H27年度）によれば、施設の長寿命化の活動を行っている組織の93%が、本制度に取り組んでいなかった場合、「管理の粗放化、施設の機能低下がかなり進行していると思う」又は「進行していると思う」と回答している。
- また、市町村を対象にした実態調査（H28年度）によれば、本制度の直接的な効果として、施設の維持管理費の低減の効果が「ほとんどの組織」又は「大半の組織」で

発現していると思われると市町村の74%が回答している。

- 活動組織を対象としたアンケート調査（H27年度）によれば、組織の75%が、「本制度の活動を通じて参加者の施設の保安全管理に対する知識や補修等の技術力」について「かなり向上してきたと思う」又は「向上してきたと思う」と回答している。

4 農村地域の活性化

（多様な主体による活動を通じた地域コミュニティの維持・強化）

- 本制度の活動で多様な主体が参加することにより、地域コミュニティの維持・強化が図られている。
- 市町村を対象にした実態調査（H28年度）によれば、取組による直接的な効果として、「活動を通じたコミュニティ機能の向上」の効果が、「ほとんどの組織」又は「大半の組織」で発現していると思われると回答した市町村は72%となっている。

（地域づくりのための話し合いや地域行事等への波及）

- 農林業センサスの農業集落データを本制度の取組の有無で比較したところ、本制度の「取組あり」の農業集落が、「取組なし」の農業集落に比較して2015年データでは集落の寄り合い回数が5回多く13.8回であった。
- また、2010年からの伸びを比べた場合も、「取組あり」の農業集落が大きかった。
- 各種イベントの開催については、本制度の「取組あり」の農業集落が、「取組なし」に比べて2015年は各種イベントに取り組んでいる集落の割合が13ポイント高く72%であった。
- 市町村を対象にした実態調査によれば、本制度の活動をきっかけとして、「地域が目指す方向についての話し合い」、「子供が参加する地域活動」、「地域の行事やイベント」が「活発になった」又は「今後活発になる見込みがある」として市町村は、それぞれ78%、58%、55%であった。一方、「教育機関との連携」や、「女性を中心とした地域活動」、「都市と農村の交流」、「企業やNPO法人との連携」についても、それぞれ30%、25%、17%、11%の市町村が「活発になった」又は「今後活発になる見込みがある」と回答しており、本制度の実施により様々な取組に波及している組織がでてきている。
- また、取組による波及効果として、農村地域の活性化の効果が、「ほとんどの組織」又は「大半の組織で」発現していると思われ市町村の58%が回答。
- 活動組織を対象としたアンケート調査によると、活動を契機に地域が目指す方向についての話し合いが「新たに始まった」又は「さらに盛んになった」と回答している活動組織は57%となっている。

5 構造改革の後押し等地域農業への貢献

（中心経営体への農地利用集積等への波及）

- 2015年農林業センサスデータを活用し、旧市区町村単位での本制度の平成26年度の取組面積のカバー率と、全ての農業経営体の経営耕地面積に占める5ha以上の経営耕地面積の農業経営体の経営耕地面積の割合（以下、「集積割合」という。）をみると、カバー率が高い旧市区町村は集積割合も高い。

- 活動組織を対象としたアンケート調査によれば、本制度が農地の利用集積や、集積に向けた話し合い等のきっかけになるなど、「かなり役立っている。」又は「ある程度役立っている。」と回答した割合は53%であった。「わからない」と回答している組織を除けば、67%であった。
- 市町村を対象とした実態調査によれば、取組の波及効果として、「農業の担い手の確保」、「農地の集積・集約化」について、「ほとんど組織」又は「大半の組織」で発現していると回答した市町村は、それぞれ23%、21%であった。
- また、市町村の38%が、本制度の活動がきっかけとして、「農地の利用集積」が「活発になった。」又は「今後活発になる見込みがある」と回答しており、着実に構造改革を後押しする効果がでてきている。

(制度の目的の浸透)

- 本制度は、多面的機能の発揮の促進に加え、農業・農村の構造変化に対応した地域資源の保全体制の強化を図り、構造改革の後押しをすることを目的としている。
- 活動組織を対象としたアンケート調査によれば、活動組織の構成員への制度の目的や内容等の周知の方法については、「総会時に説明」が最も多く87%、次に、「役員から各構成員に説明」が44%、「構成員が集まる機会に説明」が43%となっている。

(新たな生産品目の導入、経営の複合化、6次産業課等への波及)

- 2015年農林業センサスデータを活用し、旧市区町村単位で本制度の平成26年度の取組面積のカバー率と、環境保全型農業に取り組む農業経営体の割合の関係をみると、カバー率が高いほど環境保全型農業に取り組む経営体の割合が高くなっている。
また、同様に経営耕地面積に占める販売目的作付面積の割合をみると、カバー率が高いほど割合が高くなっている
- 市町村を対象とした実態調査によれば、本制度の取組の波及効果として、「農産物の高付加価値化」や「6次産業化」について、「ほとんどの組織」又は「大半の組織」で効果が発現していると回答した市町村はそれぞれ5%と2%であり、「一部の組織で発現」と回答した市町村も含めると、それぞれ23%、16%であった。
- また、本制度の活動がきっかけとして、「農産物のブランド化」、「6次産業化」が「活発になった。」又は「今後活発になる見込みがある。」と回答した市町村は16%であり、本制度の波及効果として、これらに取り組む活動組織がでてきている。
- 活動組織を対象としたアンケート調査によれば、本制度が新たな生産品目作り・農業経営の複合化・6次産業化などのきっかけになるなど、地域農業の発展に「かなり役立っている。」又は「ある程度役立っている。」と回答した活動組織の割合は27%であった。「わからない。」と回答した組織を除けば42%であった。
- 地域経済の活性化調査によれば、本交付金の活動組織における支出については、当該活動組織の地域内で支出される割合が高く、地域経済の活性化に寄与している。

6 自然災害の防災・減災

- 市町村を対象にした実態調査によれば、本制度による直接的な効果として、「漏水事故・溢水被害・通行障害等の未然防止の効果」が「ほとんどの組織」又は「大半の組織」で発現していると回答した市町村は55%であった。「一部の組織」で発現していると回答した市町村も含めると84%であった。
- また、「洪水防止・軽減の効果」については、「ほとんどの組織」又は「大半の組織」で発現していると回答した市町村は33%であり、「一部の組織」で発現していると回答した市町村も含めると65%であった。

7 地域の特色ある取組

- 各都道府県の課題や地域事情に応じた独自の取組として、「雪害被害の予防」、「施設の安全性の向上」「女性を中心とした地域活動の活発化」などが行われており、これらの活動により地域資源の保全が適切に行われている。

V 事業の仕組みの検証

1 対象農用地・対象組織

- 本制度では、交付金の算出の対象農用地については、農振農用地を基本とするが、農地維持支払について都道府県等が保全すべき農用地と定めた農用地も含めている。
- 都道府県の89%が、要綱基本方針において、保全すべき農用地として農振農用地以外の農用地も定め、農地維持支払の交付金の算出の対象としている。
- また、市町村を対象とした実態調査によると、農振農用地以外の農用地も交付対象にしている市町村は23%であった。対象としている市町村の90%が、農振農用地と一体的な取組が必要な農用地を対象としていた。農振農用地以外を交付対象としたことによる効果としては、当該市町村の69%は農振白地等も含めた農用地の営農持続と回答しており、31%が農村環境保全活動の取組拡大、30%が活動組織の構成員の増加等と回答している。
- 一方、農地維持支払及び資源向上支払(長寿命化)の取組は、構成員が農業者のみの活動組織でも交付金の対象となった。平成27年度実施状況報告書によると、農業者のみの活動組織は、2,738組織であり、これらの組織により約10万haの農用地が保全管理されている。これらは、本制度創設により取り組める対象が広がった結果である。

2 支援の対象活動及び要件

(基本方針に基づく支援の要件の考え方)

- 本制度については、支援の対象となる活動の項目を列挙した国が示した活動指針を基に、都道府県が独自の活動項目や要件等を加えた「地域活動指針」を定め、これに基づき一定水準以上の活動を行うことを要件としている。
具体的には、
 - ア) 農地維持活動については、活動項目をすべて実施すること、
 - イ) 資源向上活動については、一定項目以上実施すること、を要件としている。

(地方裁量による活動項目の追加状況)

- 農地維持活動の追加項目は、地域資源の基礎的な保全活動では41都道県、地域資源の適正な保全管理のための推進活動では2県で設定されている。例えば、基礎的な保全活動に「農用地・農道の融雪剤散布」、「水路・農道等の安全施設の適正管理」等が追加されている。
- また、資源向上活動の追加項目は、軽微な補修では27都道府県、農村環境保全活動では24道県、多面的機能の増進を図る活動で12道県、施設の長寿命化を図る活動では41都道府県で設定されている。例えば、「池干しの実施」、「暗渠や給水栓の補修・更新」等が追加されている。

(地方裁量により定めた活動項目に係る要件)

- 活動項目に係る要件を独自に定めた都道府県は14県であり、農地維持支払で8県、資源向上支払(共同)で6県であり、例えば、農地維持支払では「施設の附帯施設の保守管理」や、「洪水、台風、地震時の見回り」などがある。

(支援の対象活動及び要件の検証)

- これまで、すべての活動組織が、活動指針に基づき設定した活動の要件を満足する活動を実施してきている。平成28年度に実施した調査では、活動項目別の活動時間割合は、都府県では農地維持活動が47%、資源向上支払の共同活動が30%、資源向上支払の長寿命化活動が23%であった。北海道では、長寿命化に取り組む活動組織は少なく、農地維持活動と資源向上支払の共同活動のみの組織では、それぞれ59%、41%であった。

3 支援水準

(交付単価の設定の考え方)

- 本制度の交付単価は、農地・水保全管理支払と同様に、農地・水等の資源を適切に保全管理するために必要な基準的な共同活動量を基に、国、地方、農業者の役割分担を踏まえて設定している。

(交付単価と活動の実績)

- 平成28年度に381地区を対象として実施した調査では、農地維持活動及び共同活動について、10a当たりの活動時間は、府県の田が主の活動組織では6.4時間、畑が主の活動組織は3.5時間であった。それぞれ単価設定時に想定した基準活動時間を上回っている。

4 支援体制

- 活動組織に対する支援体制として、都道府県や市町村の支援に加え、都道府県土地改良事業団体連合会や都道府県農業協同組合中央会等の農業団体、非営利団体等の地域の実情に応じて、推進組織を設立している。
- 推進組織は、富山県以外は都道府県単位で設置。また、富山県及び新潟県は、市町村単位等で設定している。

5 国民への啓発

- 都道府県においては、地域資源の保全活動に関する普及/啓発のため、広報誌の発

行、HPによる情報提供、研修会の開催、事例集やパンフレットの配布、一般市民向けのイベントなどが行われている。

VI 取組推進の課題と今後の展開

1 取組の課題

- 各都道府県における本制度に係る課題として、「過疎化や高齢化の進行に伴い、組織活動の継続の困難化」や、「活動の継続が困難となった場合の交付金返還の負担感」、「リーダー不足」、「多面的機能のPR不足」などを掲げている都道府県が多い。
- また、これまで事務手続きの簡素化を図ってきたものの、「活動組織の書類作成の事務負担」に加え、「市町村の現地確認などの事務負担の増大」も課題としているところもある。

2 今後の展開

- 平成28年8月に閣議決定された新たな土地改良長期計画(平成28年度～平成32年度)において、本制度に係る目標を以下のとおり掲げている。
 - ① 地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理への参加者数
延べ1,200万人・団体以上（参考）平成27年度は約242万人・団体）
 - ② 地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率
約4割以上（平成26年度は約27%、平成27年度は約28%）
 - ③ 持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合
約5割以上（平成26年度は約35%、平成27年度は約38%）
 - ④ 担い手を支える地域共同活動により構造改革の後押しが図られている地域の割合
約7割以上（平成26年度は約47%）

ただし、①は中山間地域等直接支払と合わせた目標である。

これらの目標の実現に向けて、多様な主体の参画を促進しつつ、活動組織の広域化を図ることとしている。また、担い手への農地利用集積等構造改革の後押しとなるよう、人・農地プランや農用地中間管理機構等とも連携した活動の展開を推進する。

- 一方、都道府県による中間評価では、農村が都市に比べ人口減少の進む中、担い手の減少や高齢化に伴う農業生産の減退やコミュニティ機能の低下が懸念されており、都道府県の多くが、本制度の取組の拡大し、これらの課題に対応していくことが必要だとしている。
- また、取り組んでいない地域には、リーダーの不在等の課題があることから、リーダーの育成・確保を推進するとともに、既活動組織の広域化等により新規地域の取り込みを進めるとしている。
- その他、活動組織の事務の支援や、市町村の事務の負担軽減に取り組むこととしている県もあった。
- また、より多く人々が活動に参加するよう啓発普及を図っていくとともに、「構造改革の後押し」や、事務処理の支援等も行なうなど、効果的効率的な実施の方針が掲げられている。

3 制度に対する提案

- 農村の過疎化、高齢化の進行とともに活動の継続が困難となるケースもでており、都道府県から「活動期間の設定の弾力化」や「事務の簡素化」、「経理区分の一本化」、「広域化支援の充実」、「女性の視点の活動項目の追加」などの本制度に対する提案があった。

1. 実施状況 — (1)基本データ — 1)農地維持支払

<全国の取組状況>

①取組市町村数・組織数・面積の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 A	H27 B	参考: 対H26 B/A
取組市町村数	1,241	1,282	1,251	1,254	1,248	1,189	1,198	1,325	1,404	1.13倍
取組組織数	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662	19,018	24,885	28,145	1.11倍
うち広域活動組織	—	—	—	—	—	520	551	685	760	1.11倍
取組面積 (ha)	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049	1,474,379	1,961,681	2,177,554	1.11倍

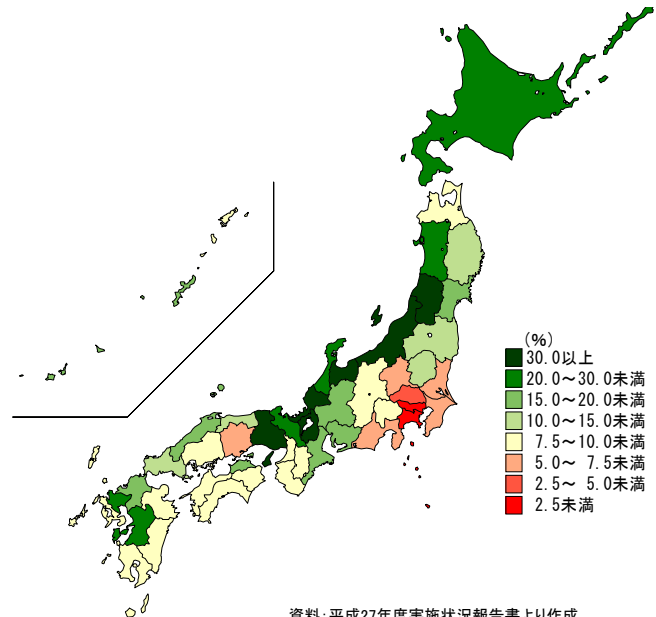
資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

②対象施設数

	北海道	都府県	全国計
水路 (km)	38,592	367,532	406,124
農道 (km)	26,010	206,668	232,679
ため池 (箇所)	728	44,669	45,397

資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

④各都道府県カバー率



資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

<地域ブロック別取組状況>

③地域ブロック別取組面積・カバー率

	取組組織数 ①	対象農用地 面積 (千ha) ②	取組面積 (ha) ③	1組織当たり の平均取組 面積(ha) ③/①	カバー率 ③/②
全国	28,145	4,208	2,177,554	77	52%
北海道	840	1,166	746,522	889	64%
東北	5,647	830	426,271	75	51%
関東	3,105	648	176,441	57	27%
北陸	3,558	303	216,395	61	71%
東海	1,687	158	84,054	50	53%
近畿	4,045	188	119,777	30	64%
中国	3,003	222	89,411	30	40%
四国	1,394	132	49,974	36	38%
九州	4,819	518	246,706	51	48%
沖縄	47	43	22,003	468	51%

資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

<地目別取組状況>

⑤地目別取組面積・カバー率

	取組面積 (ha) A				対象農用地面積 (千ha) B				カバー率 A/B		
	田	畑	草地		田	畑	草地	田	畑	草地	
全国 計	2,177,554	1,370,438	517,848	289,268	4,208.0	2,245.2	1,238.6	724.2	61%	42%	40%
北海道	746,522	180,103	296,028	270,391	1,165.8	236.1	395.5	534.2	76%	75%	51%
東北	426,271	391,274	32,652	2,345	830.1	580.4	165.4	84.3	67%	20%	3%
関東	176,441	131,436	44,531	474	648.0	373.5	255.2	19.3	35%	17%	2%
北陸	216,395	205,940	10,383	72	302.7	271.4	26.8	4.5	76%	39%	2%
東海	84,054	66,497	17,453	104	158.3	116.2	38.3	3.8	57%	46%	3%
近畿	119,777	105,328	14,368	81	187.9	146.6	39.3	2.0	72%	37%	4%
中国	89,411	79,698	8,812	901	222.2	167.5	42.4	12.3	48%	21%	7%
四国	49,974	38,447	11,381	146	131.8	75.4	53.9	2.5	51%	21%	6%
九州	246,706	171,289	61,111	14,306	518.3	277.0	191.0	50.3	62%	32%	28%
沖縄	22,003	425	21,129	448	43.0	1.0	30.9	11.1	43%	68%	4%

注1: 全体の対象農用地面積は、「平成26年の農用地区域内の農地面積調査」(農林振興局調べ)における「農地面積」に「農用地区域内の採草放牧地面積」を加えた面積。

注2: 地目別の対象農用地面積は、以下による推計値。

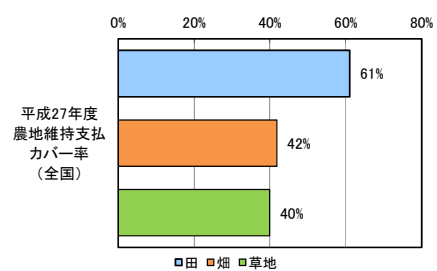
・田面積=「平成26年農用地区域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による田面積比率を乗じて算出

・畑面積=(「平成26年農用地区域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率を乗じて算出した面積×「平成26年耕地及び作付面積統計」における普通畑の比率) + 「平成26年農用地区域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による樹園地面積比率を乗じて算出

・草地面積=(「平成26年農用地区域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による草地面積比率を乗じて算出した面積×「平成26年耕地及び作付面積統計」における牧草地の比率) + 「農用地区域内の採草放牧地面積」(農林振興局調べ)を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による採草放牧地面積比率を乗じて算出

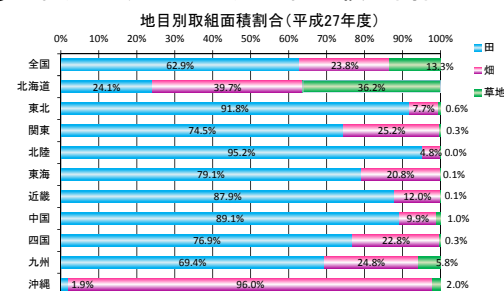
資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

地目別カバー率



資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

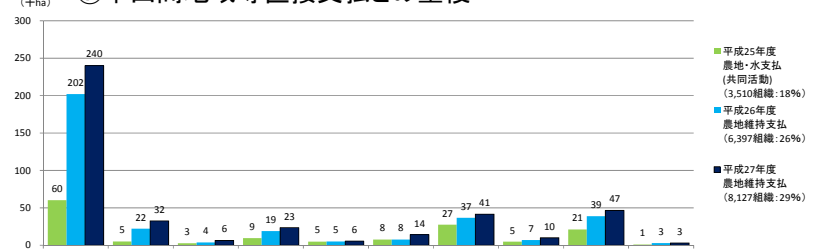
⑥地目別地域ブロック別取組面積の割合



資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

<中山間地域等直接支払との重複>

⑦中山間地域等直接支払との重複



1. 実施状況 — (1)基本データ — 2)資源向上支払(共同)

<全国を取組状況>

①取組市町村数・組織数・面積の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 A	H27 B	参考: 対H26 B/A
取組市町村数	1,241	1,282	1,251	1,254	1,248	1,189	1,198	1,247	1,271	
取組組織数	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662	19,018	21,299	22,731	1.07倍
うち広域活動組織	—	—	—	—	—	520	551	646	704	1.09倍
取組面積(ha)	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049	1,474,379	1,792,816	1,930,358	1.08倍

<地域ブロック別取組状況>

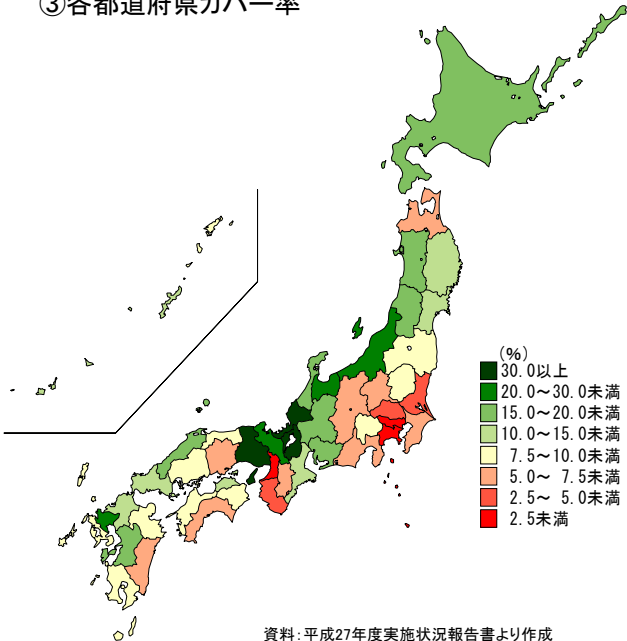
資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

②地域ブロック別取組面積・カバー率

	取組組織数 ①	対象農用地 面積 (千ha) ②	取組面積 (ha) ③	1組織当たり の平均取組 面積(ha) ③/①	カバー率 ③/②
全国	22,731	4,208	1,930,358	85	46%
北海道	765	1,166	676,653	885	58%
東北	4,212	830	358,575	85	43%
関東	2,386	648	144,033	60	22%
北陸	2,973	303	201,814	68	67%
東海	1,382	158	75,026	54	47%
近畿	3,605	188	109,393	30	58%
中国	2,276	222	79,402	35	36%
四国	1,045	132	43,221	41	33%
九州	4,043	518	223,164	55	43%
沖縄	44	43	19,076	434	44%

資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

③各都道府県カバー率

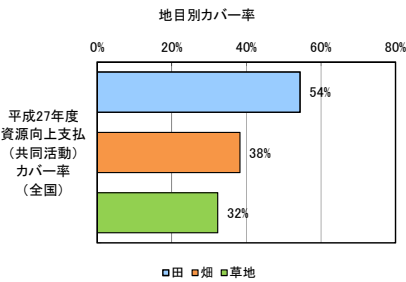


資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

<地目別取組状況>

④地目別取組面積・カバー率

	取組面積(ha) A				対象農用地面積(千ha) B				カバー率 A/B		
	田	畑	草地		田	畑	草地		田	畑	草地
全国 計	1,930,358	1,221,677	474,360	234,321	4,208.0	2,245.2	1,238.6	724.2	54%	38%	32%
北海道	676,653	175,005	284,076	217,572	1,165.8	236.1	395.5	534.2	74%	72%	41%
東北	358,575	328,554	27,949	2,071	830.1	580.4	165.4	84.3	57%	17%	2%
関東	144,033	106,919	36,652	462	648.0	373.5	255.2	19.3	29%	14%	2%
北陸	201,814	191,818	9,925	71	302.7	271.4	26.8	4.5	71%	37%	2%
東海	75,026	59,783	15,140	103	158.3	116.2	38.3	3.8	51%	40%	3%
近畿	109,393	100,350	8,972	71	187.9	146.6	39.3	2.0	68%	23%	4%
中国	79,402	70,297	8,215	890	222.2	167.5	42.4	12.3	42%	19%	7%
四国	43,221	33,829	9,246	146	131.8	75.4	53.9	2.5	45%	17%	6%
九州	223,164	154,911	55,768	12,485	518.3	277.0	191.0	50.3	56%	29%	25%
沖縄	19,076	211	18,416	448	43.0	1.0	30.9	11.1	21%	60%	4%

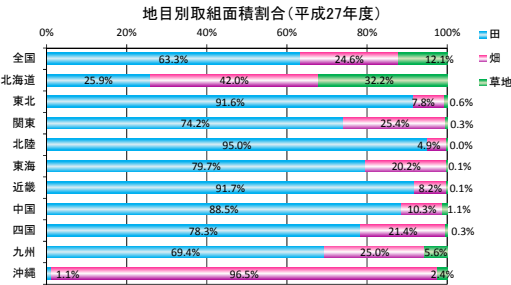


資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

注1: 全体の対象農用地面積は、「平成26年の農用地地域内の農地面積調査」(農村振興局調べ)における「農地面積」に「農用地地域内の採草放牧地面積」を加えた面積。
 注2: 地目別の対象農用地面積は、以下による推計値。
 ・田面積＝「平成26年農用地地域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による田面積比率を乗じて算出
 ・畑面積＝(「平成26年農用地地域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率を乗じて算出した面積×「平成26年耕地及び作付面積統計」における普通畑の比率)＋「平成26年農用地地域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率を乗じて算出した面積×「平成26年耕地及び作付面積統計」における普通畑の比率
 ・草地面積＝(「平成26年農用地地域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率を乗じて算出した面積×「平成26年耕地及び作付面積統計」における普通畑の比率)＋「平成26年農用地地域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率を乗じて算出した面積×「平成26年耕地及び作付面積統計」における普通畑の比率

資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

⑤地目別地域ブロック別取組面積の割合

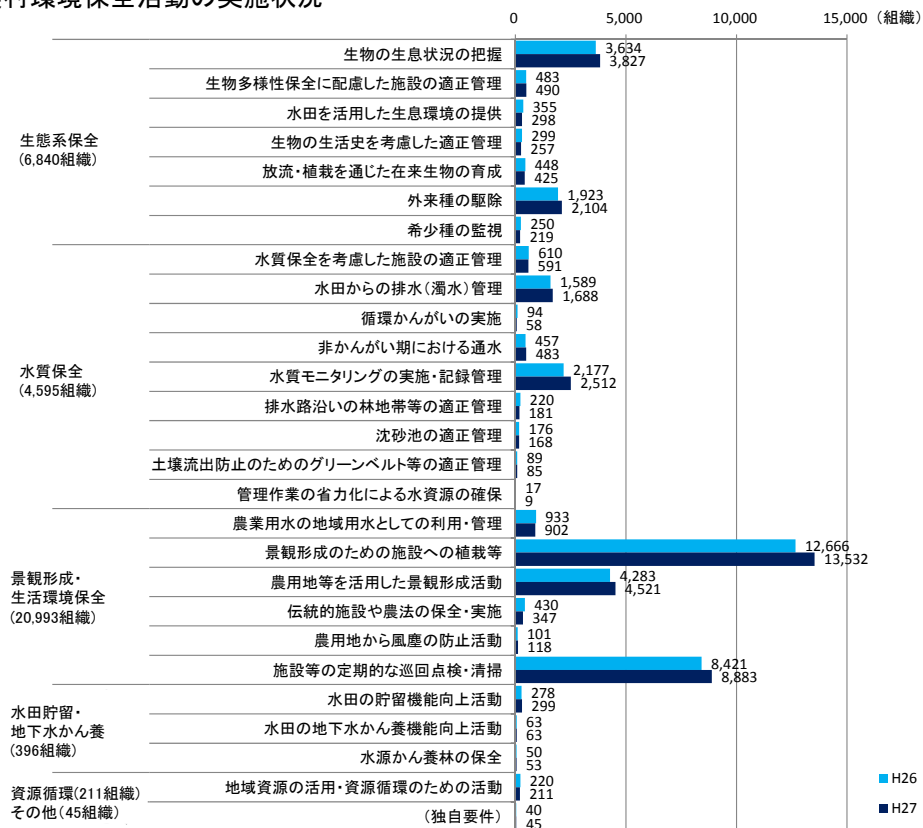


資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

1. 実施状況 — (1)基本データ — 2)資源向上支払(共同)

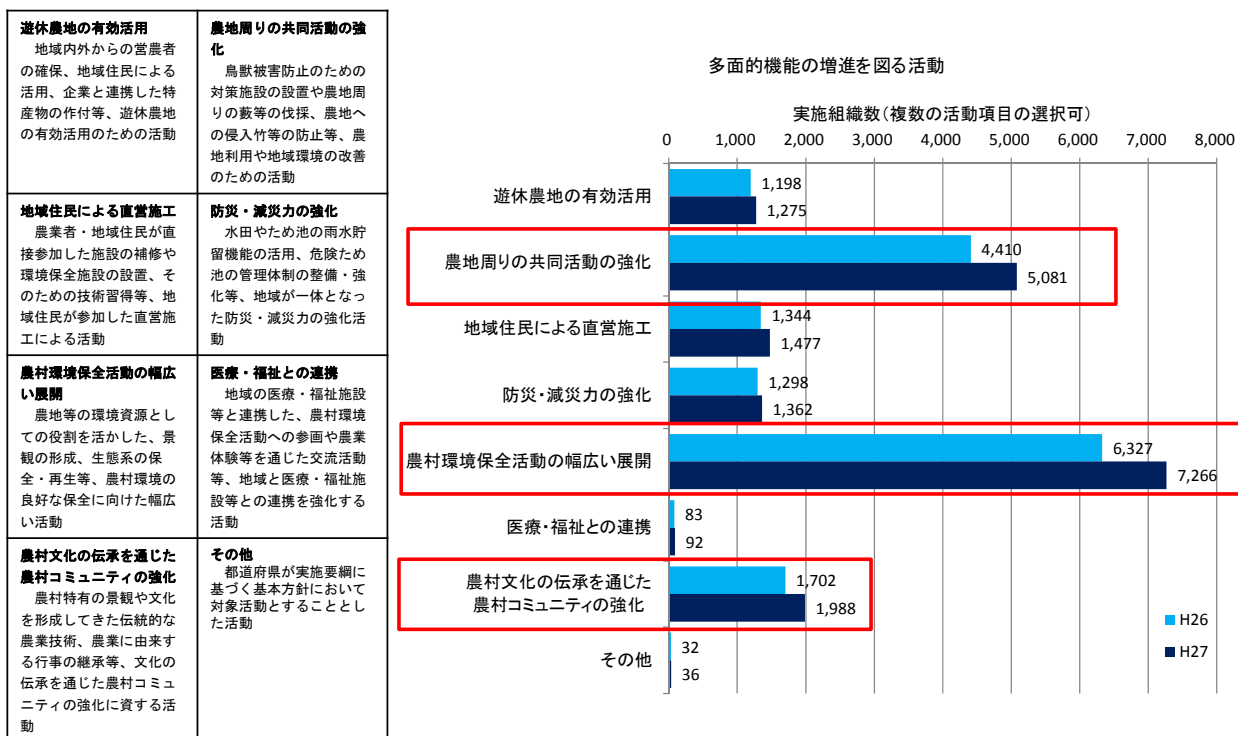
＜農村環境保全活動等の取組状況＞

⑥農村環境保全活動の実施状況



資料:平成27年度実施状況報告書より作成

⑦多面的機能の増進を図る活動の実施状況



資料:平成27年度実施状況報告書より作成

1. 実施状況 — (1)基本データ — 3)資源向上支払(長寿命化)

<全国を取組状況>

①取組市町村数・組織数・面積の推移

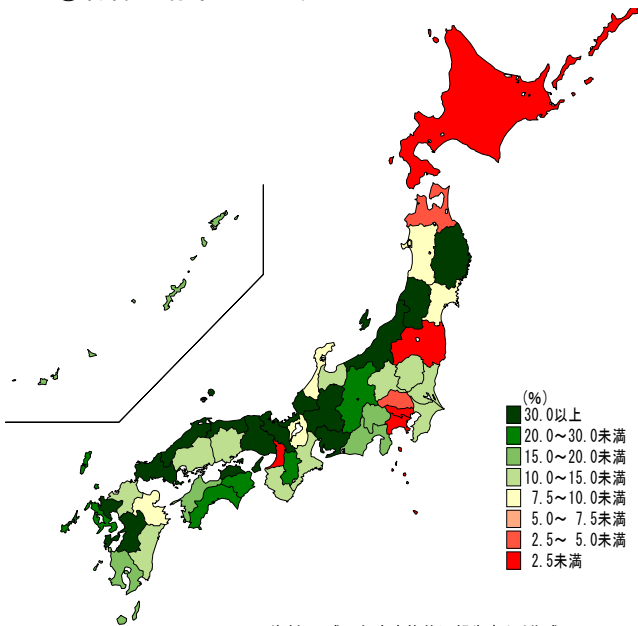
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 A	H27 B	参考: 対H26 B/A
取組市町村数					626	697	736	831	873	
取組組織数					5,811	7,408	8,171	10,280	11,471	1.12倍
うち広域活動組織					-	257	282	401	483	1.20倍
取組面積 (ha)					236,982	347,898	400,935	550,446	636,996	1.16倍

②対象施設数

資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

	北海道	都府県	全国計
水路 (km)	112	18,343	18,455
農道 (km)	72	7,247	7,319
ため池 (箇所)	5	3,687	3,692

④各都道府県カバー率



<地域ブロック別取組状況>

③地域ブロック別取組面積・カバー率

	取組組織数 ①	対象農用地面積 (千ha) ②	取組面積 (ha) ③	1組織当たりの 平均取組 面積(ha) ③/①	カバー率 ③/②
全国	11,471	4,208	636,996	56	15%
北海道	43	1,166	26,991	628	2%
東北	1,637	830	121,848	74	15%
関東	1,354	648	82,841	61	13%
北陸	1,322	303	81,407	62	27%
東海	738	158	43,842	59	28%
近畿	2,308	188	64,270	28	34%
中国	1,345	222	52,959	39	24%
四国	686	132	29,824	43	23%
九州	2,018	518	124,916	62	24%
沖縄	20	43	8,098	405	19%

資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

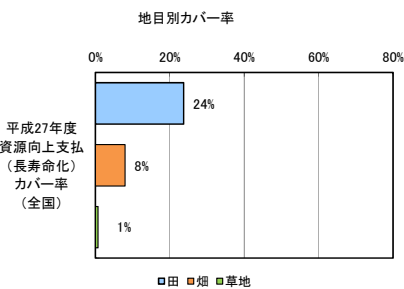
<地目別取組状況>

⑤地目別取組面積・カバー率

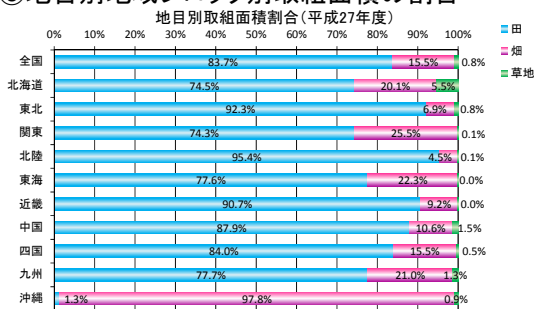
		取組面積 (ha) A				対象農用地面積 (千ha) B				カバー率 A/B		
		田	畑	草地		田	畑	草地		田	畑	草地
全国 計	636,996	532,877	98,788	5,331	4,208.0	2,245.2	1,238.6	724.2		24%	8%	1%
北海道	26,991	20,097	5,420	1,474	1,165.8	236.1	395.5	534.2		9%	1%	0%
東北	121,848	112,445	8,414	989	830.1	580.4	165.4	84.3		19%	5%	1%
関東	82,841	61,568	21,158	116	648.0	373.5	255.2	19.3		16%	8%	1%
北陸	81,407	77,659	3,694	53	302.7	271.4	26.8	4.5		29%	14%	1%
東海	43,842	34,035	9,785	21	158.3	116.2	38.3	3.8		29%	26%	1%
近畿	64,270	58,303	5,943	24	187.9	146.6	39.3	2.0		40%	15%	1%
中国	52,959	46,560	5,611	789	222.2	167.5	42.4	12.3		28%	13%	6%
四国	29,824	25,054	4,629	141	131.8	75.4	53.9	2.5		33%	9%	6%
九州	124,916	97,051	26,211	1,654	518.3	277.0	191.0	50.3		35%	14%	3%
沖縄	8,098	106	7,921	71	43.0	1.0	30.9	11.1		11%	26%	1%

注1: 全体の対象農用地面積は、「平成26年度の農用地内農地の面積調査」(農村振興局調べ)における「農地面積」に「農用地内農地の採草放牧地面積」を加えた面積。
注2: 地目別の対象農用地面積は、以下による推計値。
・田面積 = 「平成26年度農用地内農地の面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による田面積比率を乗じて算出
・畑面積 = 「平成26年度農用地内農地の面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率を乗じて算出した面積 × 「平成26年度農地及び作付面積統計」における播種地の比率
・草地面積 = 「平成26年度農用地内農地の面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による草地面積比率を乗じて算出した面積 × 「平成26年度農地及び作付面積統計」における牧草地の比率
・草地面積 = 「平成26年度農用地内農地の面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による採草放牧地面積比率を乗じて算出

資料: 平成27年度実施状況報告書より作成



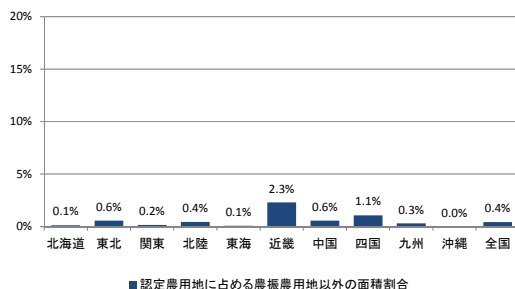
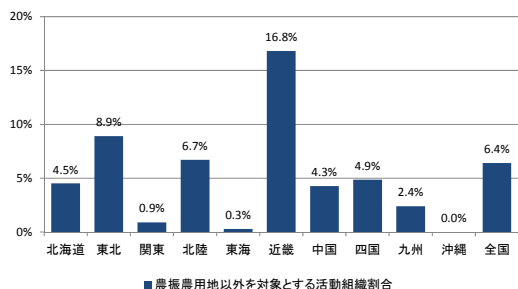
⑥地目別地域ブロック別取組面積の割合



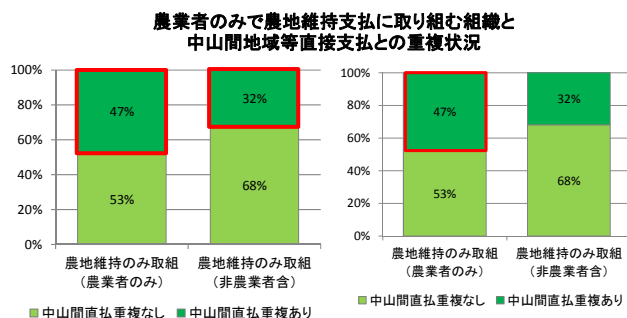
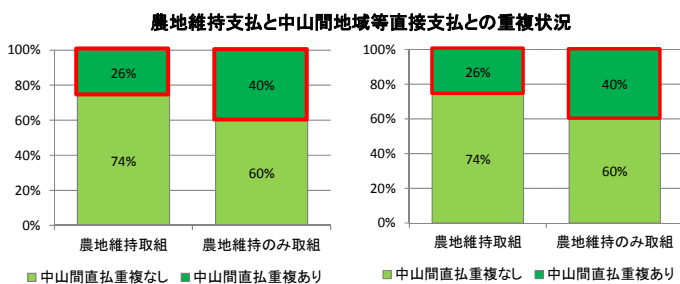
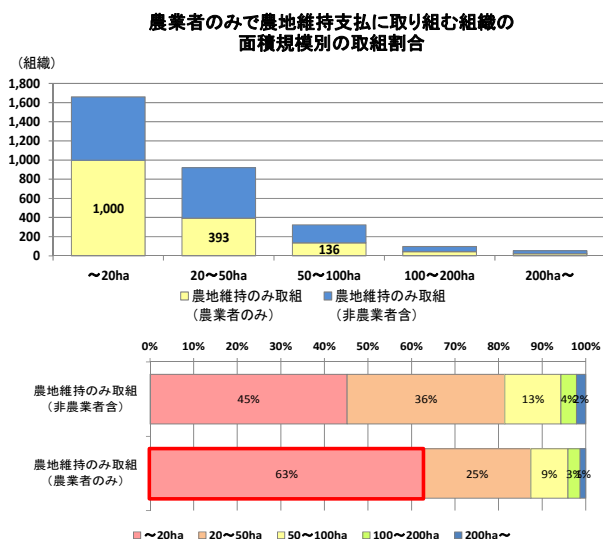
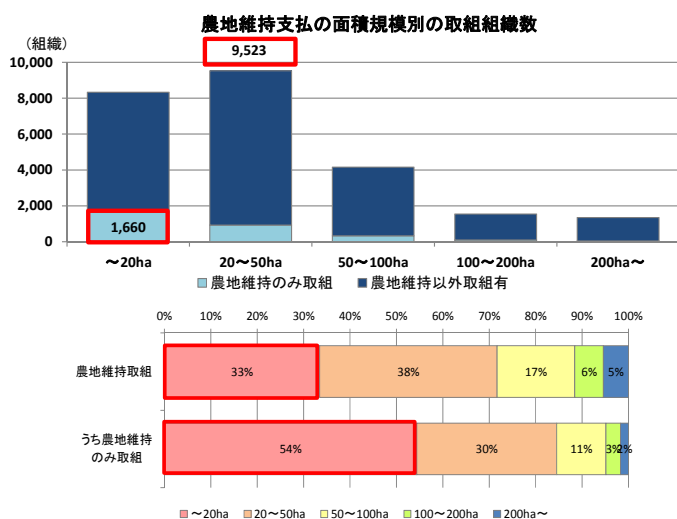
資料: 平成27年度実施状況報告書より作成

1. 実施状況 — (2)傾向分析

①農振農用地以外を対象とした取組

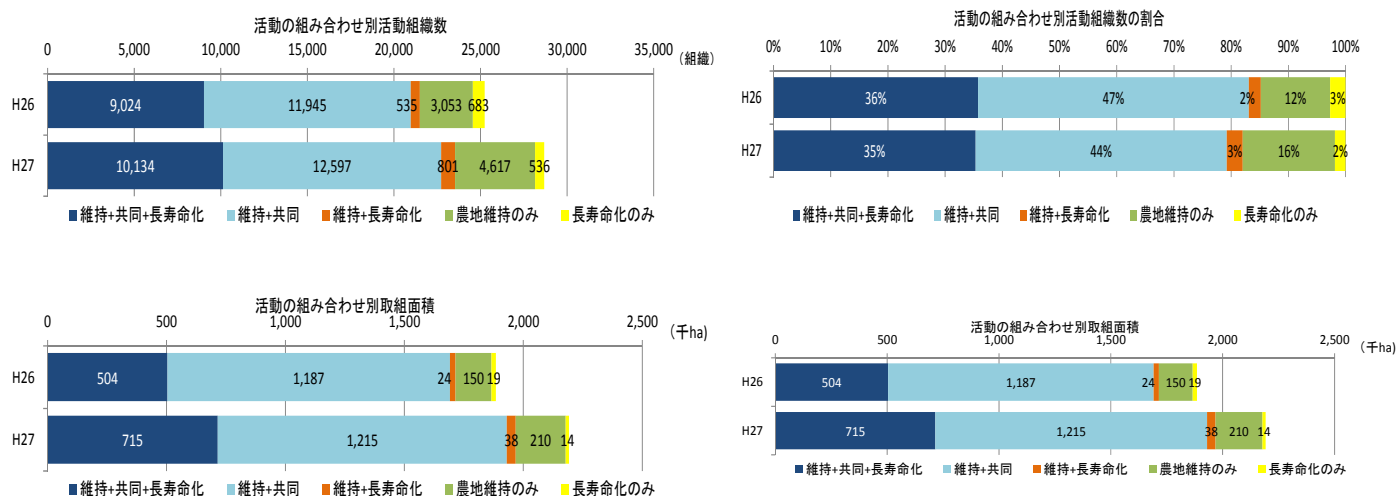


②農地維持支払のみの活動組織の特徴

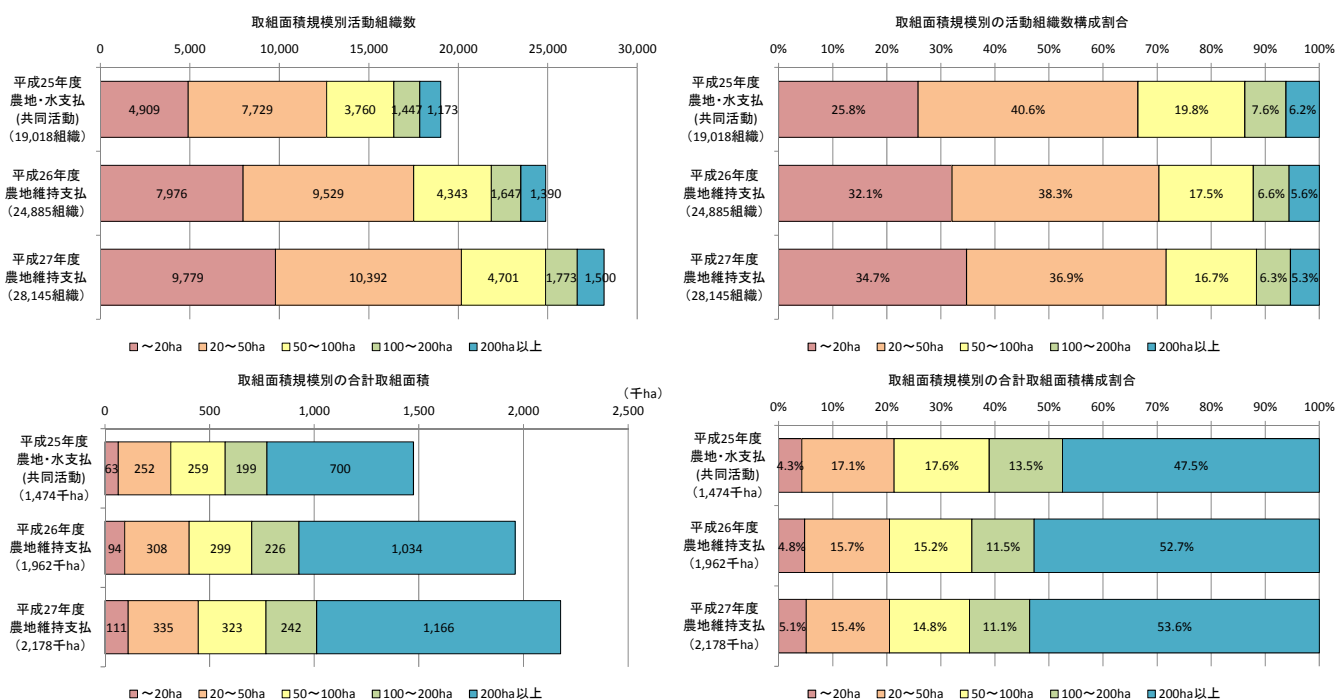


1. 実施状況 — (2) 傾向分析

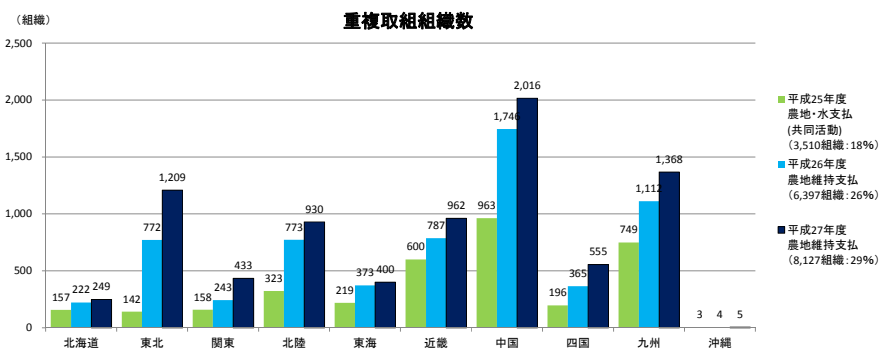
④活動の組み合わせ別組織数・取組面積



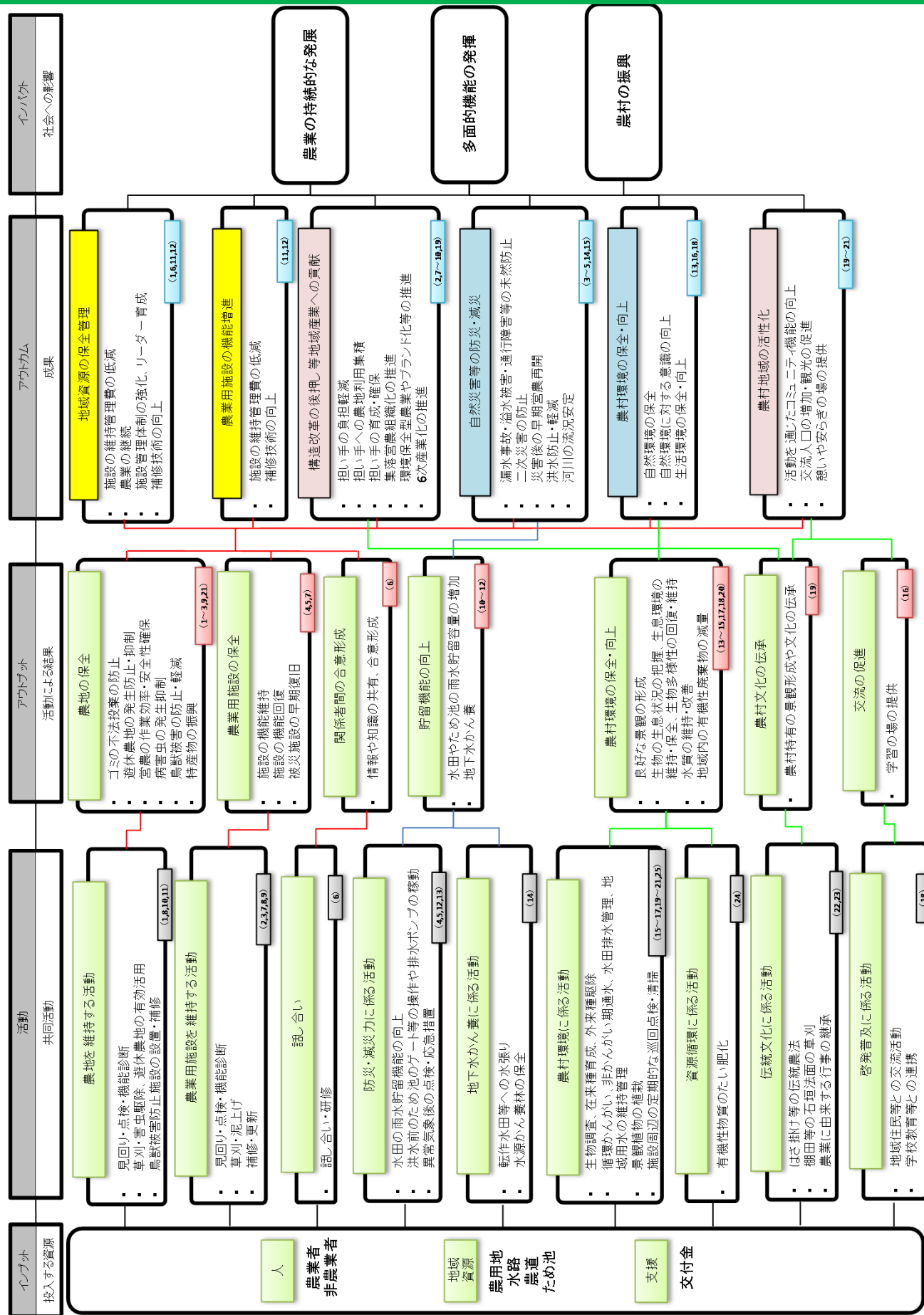
⑤取組面積規模別組織数・合計取組面積



⑥中山間地域等直接支払との重複組織数



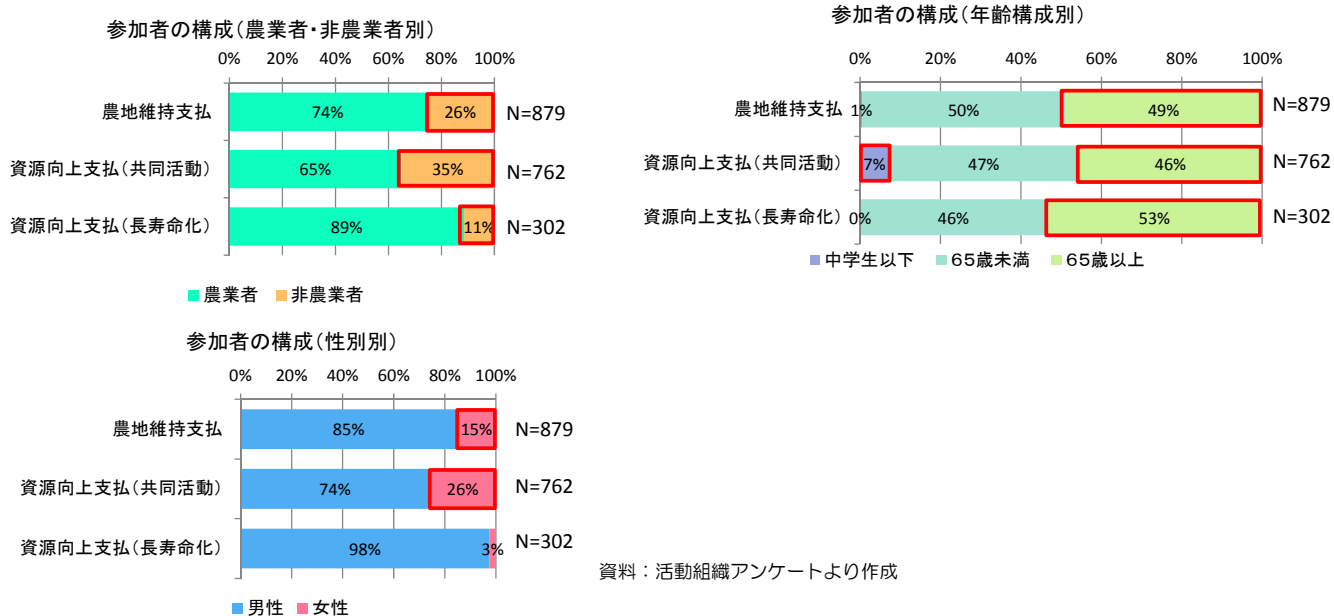
2. 交付金の効果 — (1)ロジックモデル



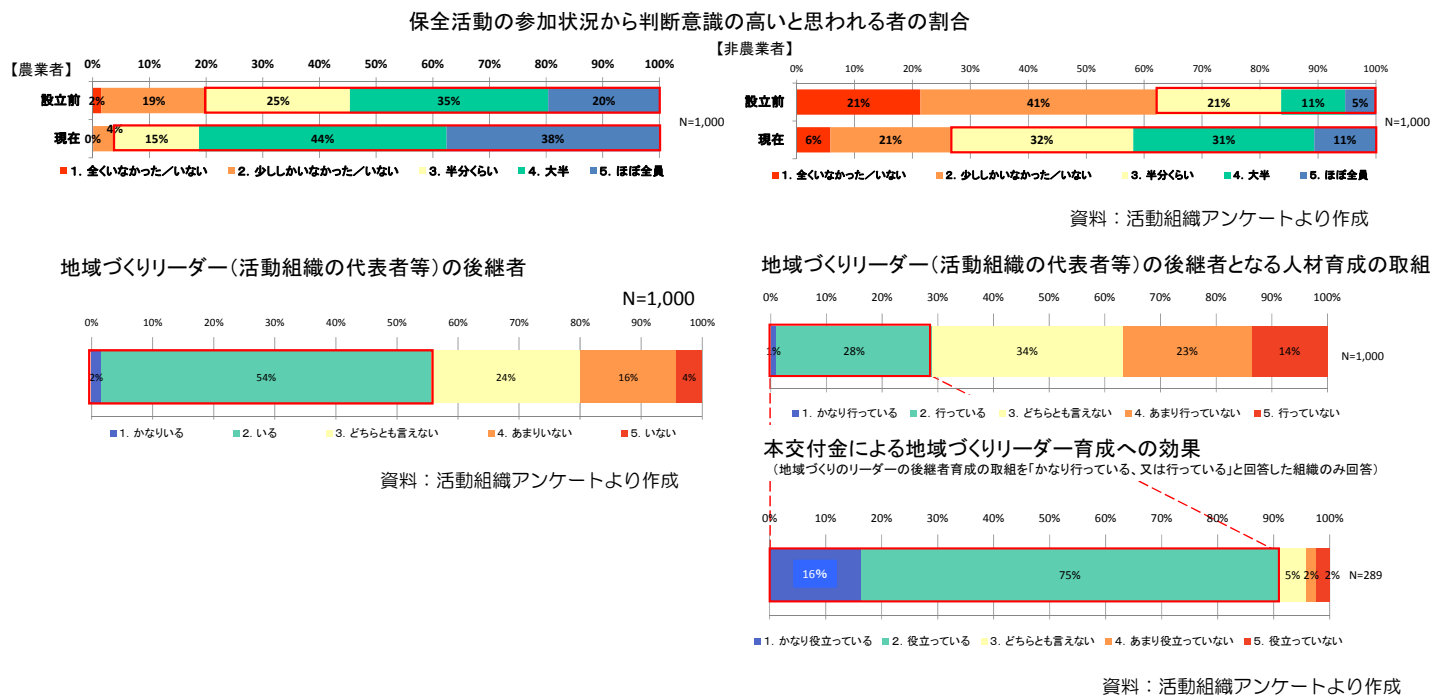
2. 交付金の効果 — (2) 評価の視点(地域資源の保全管理)

<地域資源の保全管理体制の維持・強化>

⑤多様な主体の参画による共同活動の体制維持・強化の状況



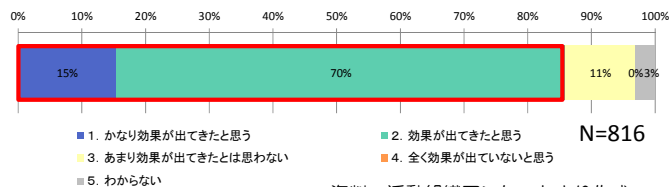
⑥持続的な活動のためのリーダーの育成・確保の状況



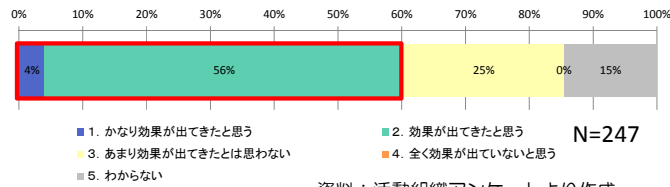
2. 交付金の効果 — (2) 評価の視点(農村環境の保全・向上)

① 景観形成、生態系保全等の取組状況

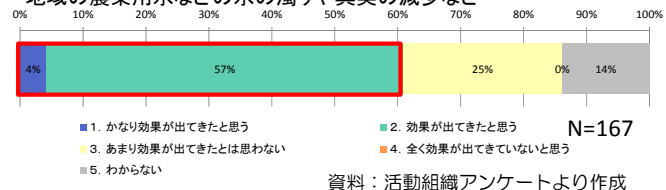
景観形成のための植栽面積の増加、雑草の繁茂や不法投棄の減少など



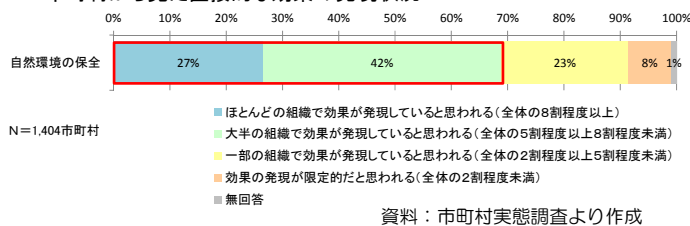
生息する在来生物の種類や生息数の増加や、外来生物の生息範囲や生息数の減少など、生態系保全の効果



地域の農業用水などの水の濁りや異臭の減少など

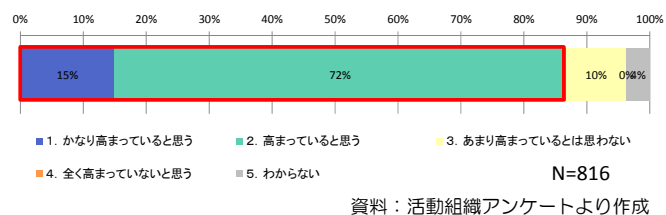


市町村から見た直接的な効果の発現状況

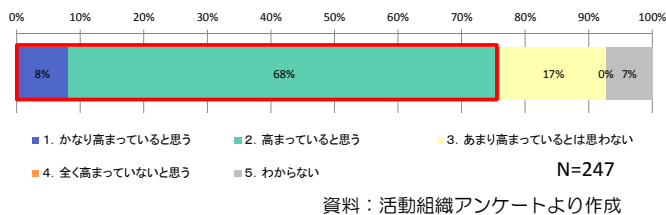


② 活動組織や地域住民の地域の環境保全に関する意識醸成

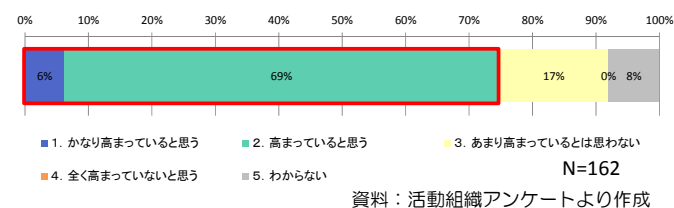
参加者の景観形成・生活環境保全に対する関心や理解、取組の協力意識の向上



参加者の生態系保全に対する関心や理解、取組の協力意識の向上

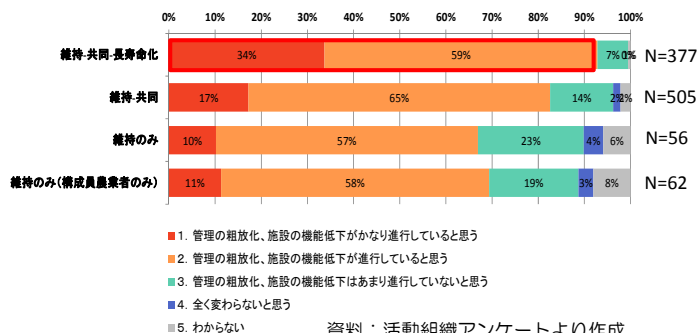


参加者の水質保全に関する関心や理解、取組の協力意識の向上

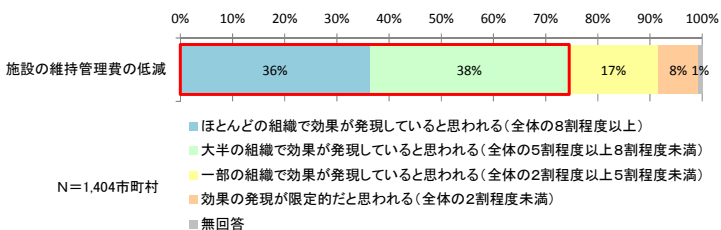


2. 交付金の効果 — (2) 評価の視点(農業用施設の機能増進)

本交付金に取り組んでいなかった場合の農業用施設(水路、農道、ため池など)の管理や施設の機能状況

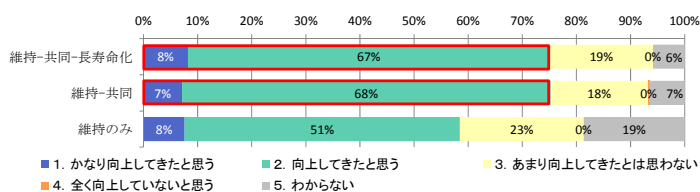


市町村から見た直接的な効果の発現状況



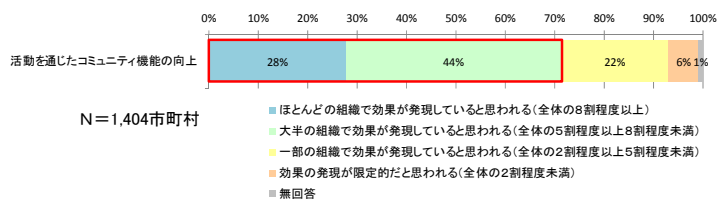
資料：市町村実態調査より作成

地域資源(農業用施設など)の保全管理に対する構成員の知識、補修等の技術力向上



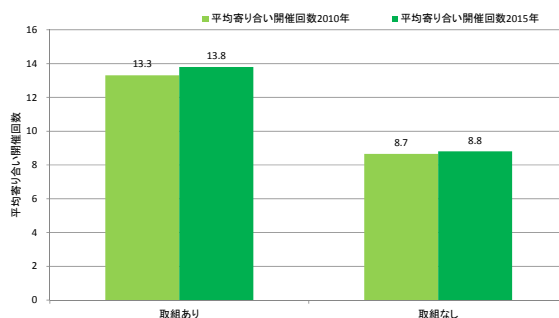
2. 交付金の効果 — (2) 評価の視点(農村地域の活性化)

①市町村から見た直接的な効果の発現状況



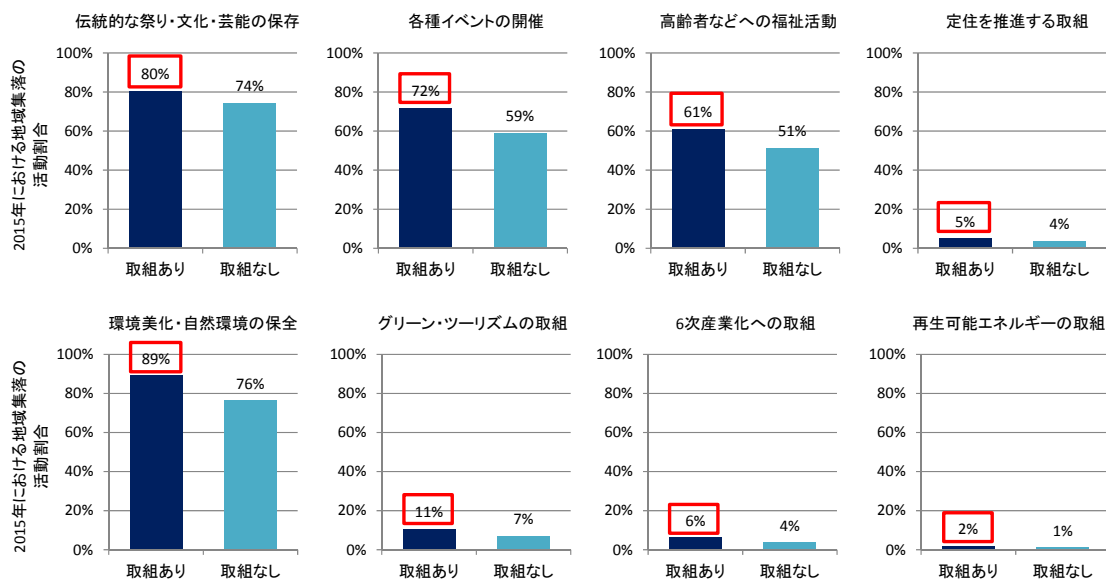
資料：市町村実態調査より作成

②集落内の平均寄り合い開催数



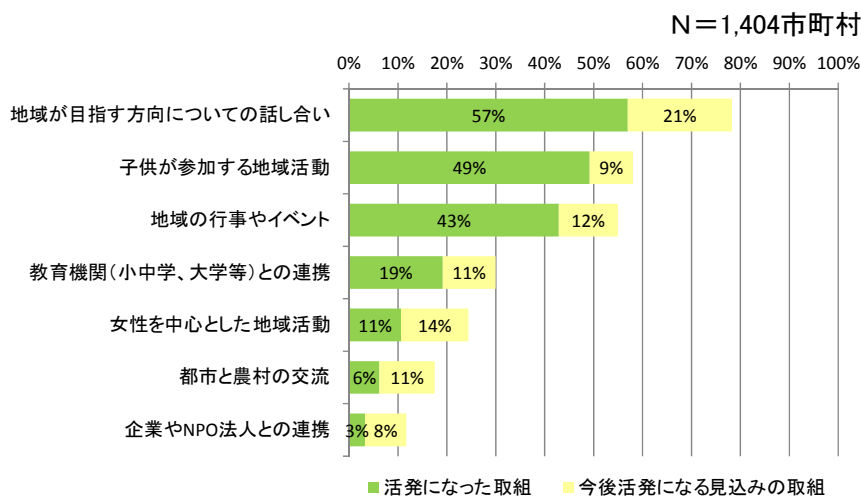
資料：農林業センサスより作成

②活性化のための活動をしている集落の割合



資料：農林業センサスより作成

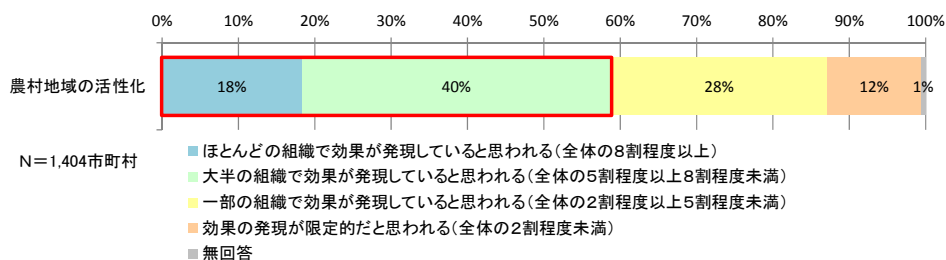
③多面的機能支払交付金をきっかけとして活発になった取組内容



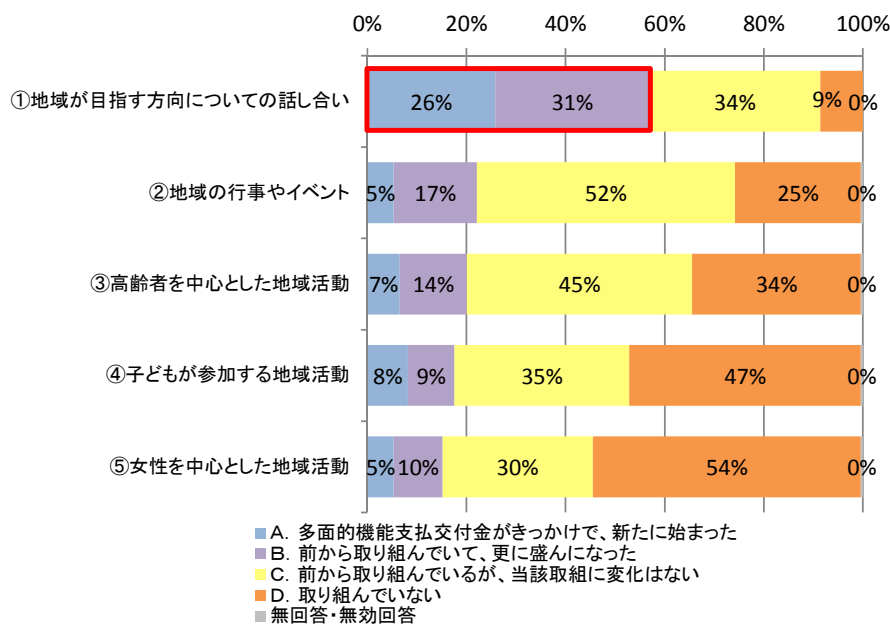
資料：市町村実態調査より作成

2. 交付金の効果 — (2) 評価の視点(農村地域の活性化)

④市町村から見た波及的な効果の発現状況

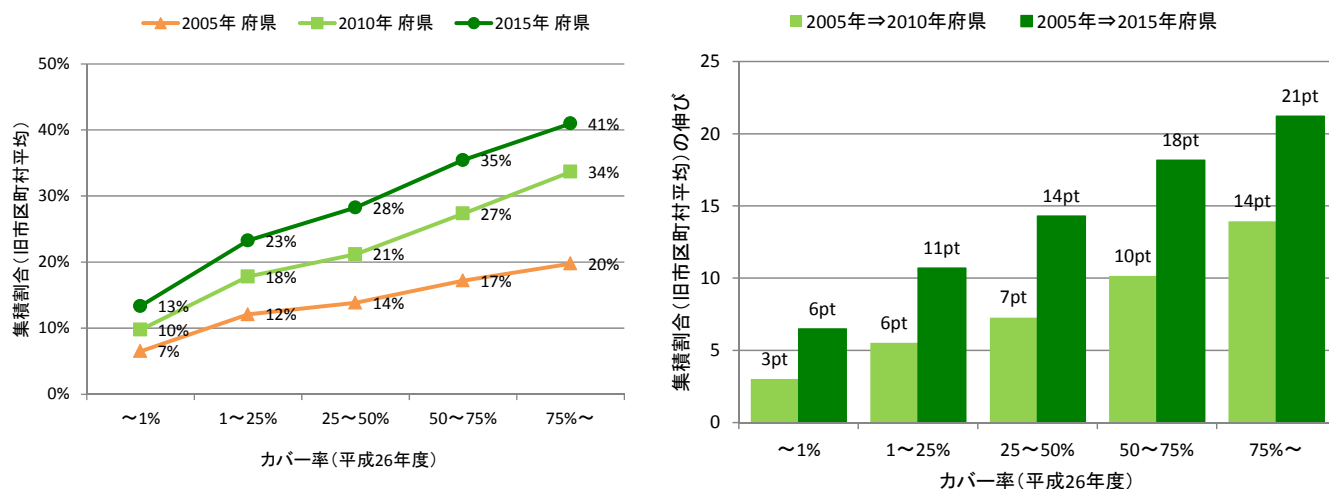


⑤多面的機能支払交付金の活動を契機に新たに取り組み始めた、または盛んになった取組



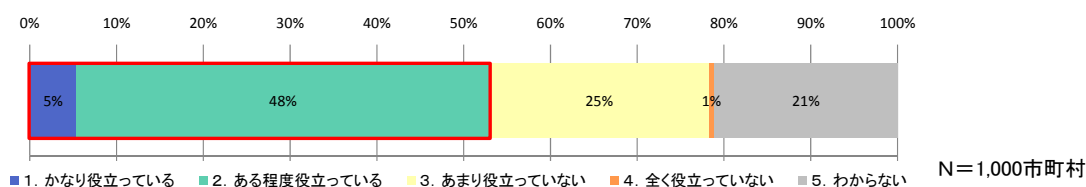
2. 交付金の効果 — (2) 評価の視点(構造改革の後押し等地域農業への貢献)

① 集積割合と多面的機能支払のカバー率との関係



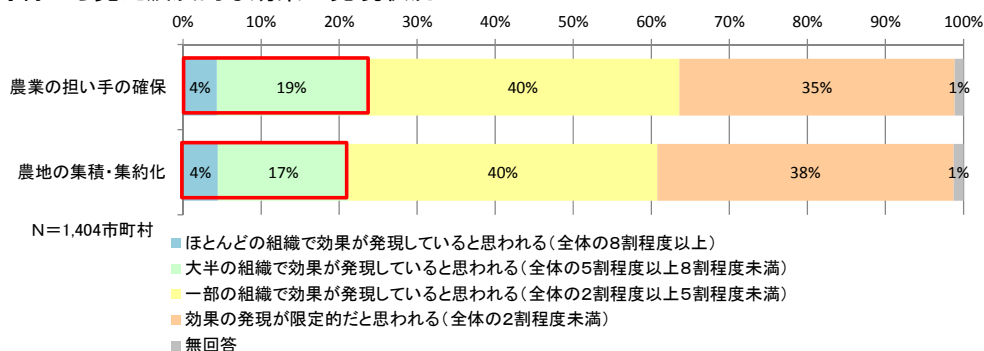
資料：農林業センサスより作成

② 農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけなどへの寄与



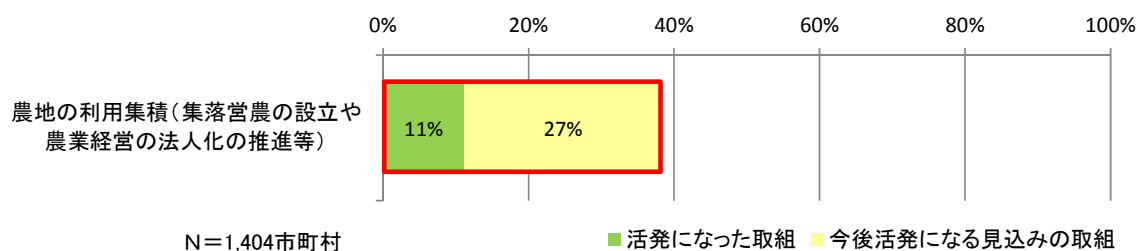
資料：活動組織アンケートより作成

③ 市町村から見た波及的な効果の発現状況



資料：市町村実態調査より作成

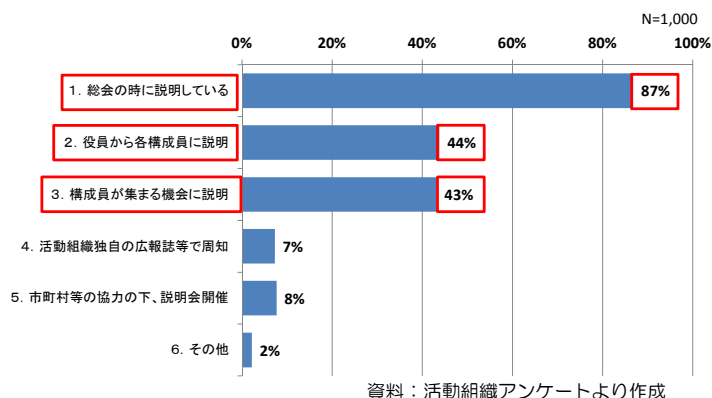
④ 多面的機能支払交付金をきっかけとして活発になった取組内容



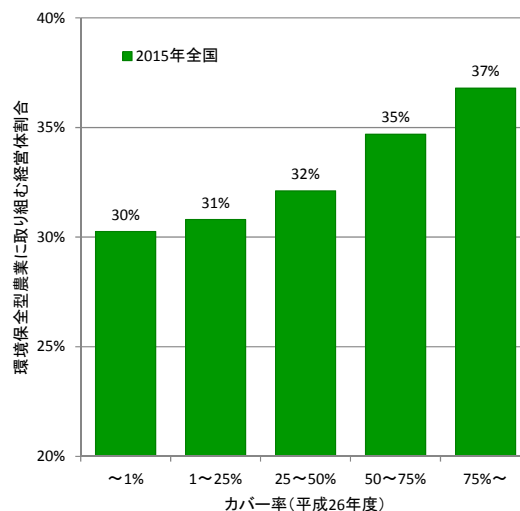
資料：市町村実態調査より作成

2. 交付金の効果 — (2) 評価の視点(構造改革の後押し等地域農業への貢献)

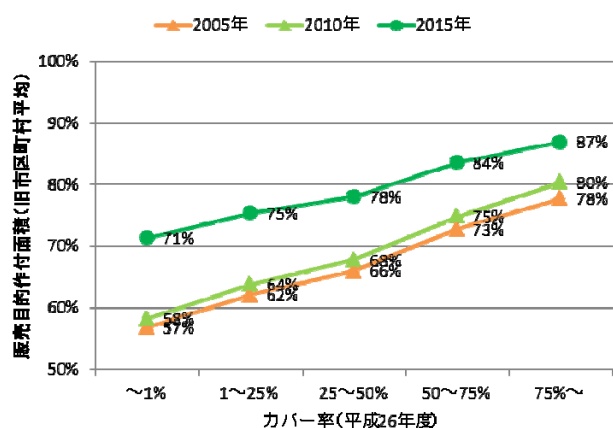
⑤ 制度等の構成員への周知方法



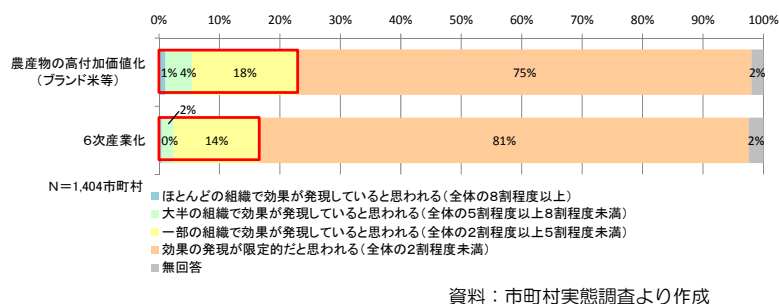
⑥ 環境保全型農業に取り組む経営体割合



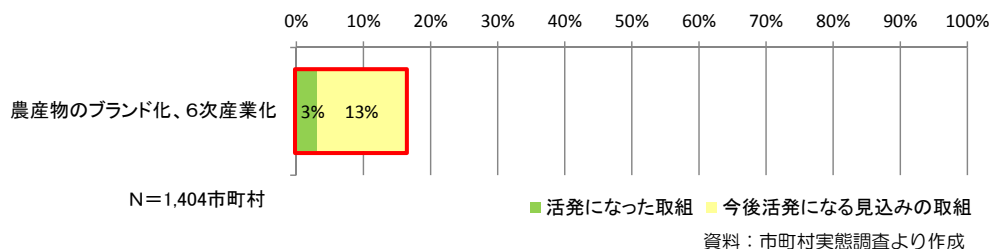
⑦ 販売目的作付面積割合の推移



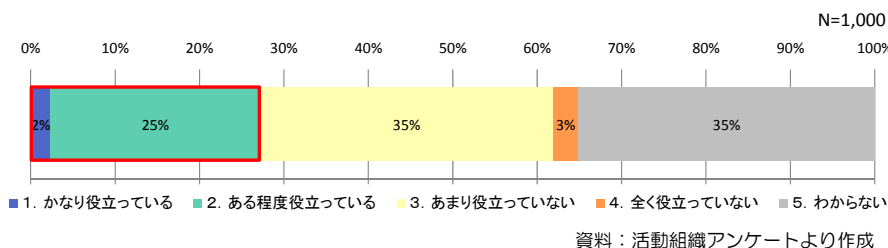
⑧ 市町村から見た波及的な効果の発現状況



⑨ 多面的機能支払交付金をきっかけとして活発になった取組内容

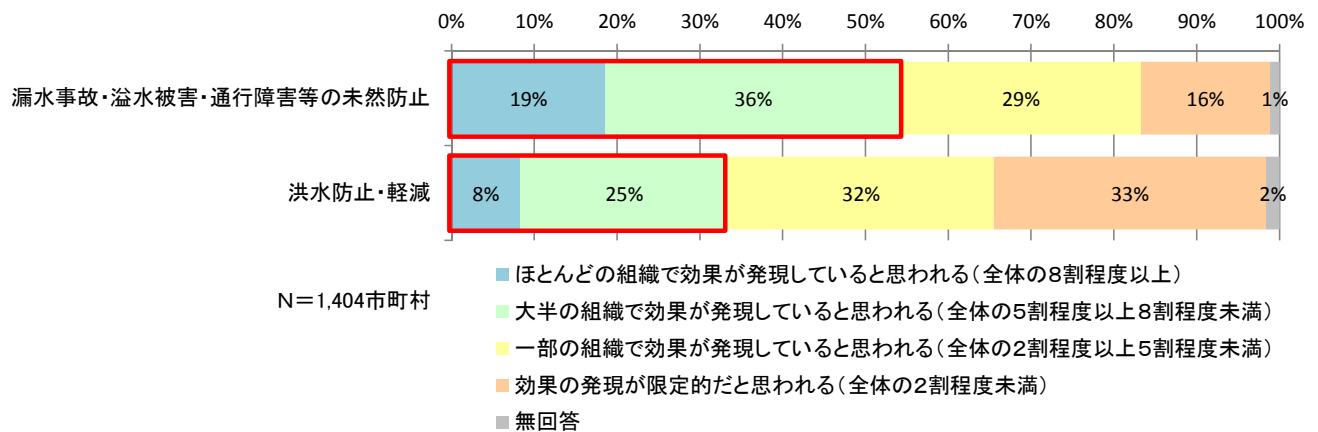


⑩ 新たな生産品目づくり・農業経営の複合化・6次産業化など地域農業発展への寄与



2. 交付金の効果 — (2) 評価の視点(自然災害の防災・減災)

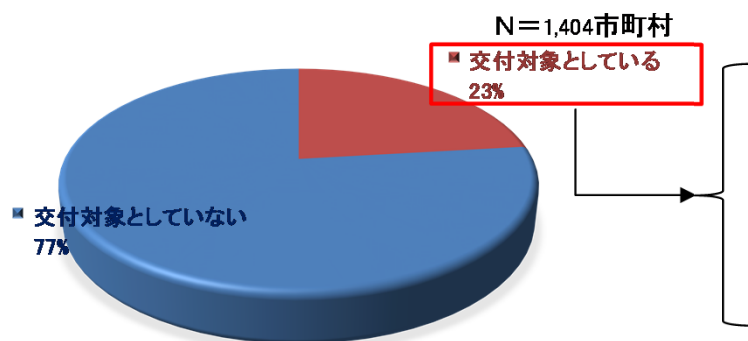
①市町村から見た直接的な効果の発現状況



資料：市町村実態調査より作成

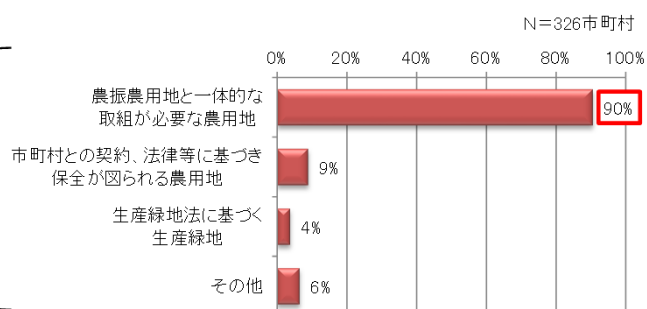
3. 事業の仕組み

①農振農用地以外の農用地の交付対象の可否



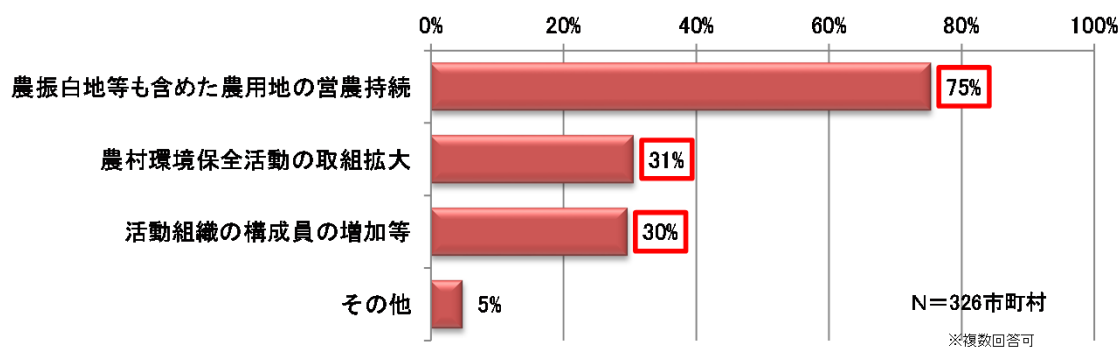
資料：市町村実態調査より作成

②農振農用地以外で交付対象としている農用地



資料：市町村実態調査より作成

③農振農用地以外を交付対象としたことによる効果



資料：市町村実態調査より作成